

# はり・きゅう・マッサージの施術を健康保険で受ける場合は一定の条件があります



はり・きゅうやマッサージのすべての施術に健康保険が使えるわけではありません。ここでは、施術を受ける前の3つのポイントをご紹介します。

## POINT 01 健康保険が使えるのはどんなとき？

### はり・きゅうの場合

慢性的な疼痛<sup>とうつう</sup>のある疾患で、医師による適当な治療手段がない場合に限り、健康保険が使えます。

※対象となる疾病…神経痛、リウマチ、頸腕症候群<sup>けいわん</sup>、五十肩、腰痛症<sup>けいつい</sup>、頸椎捻挫後遺症  
◆医療機関で、同一の疾患の治療(湿布や投薬も含む)を受けている場合は支給対象外です。

### あんま・マッサージの場合

医療上、マッサージを必要とする症状に限り、健康保険が使えます。

※対象となる症状…筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮などの症状で、可動域の拡大等機能回復を目的としていること

◆疲労回復や慰安、疾病予防のためのマッサージは支給対象外です。

## POINT 02 医師の同意が必要です

- 主治医(医療機関の保険医)の診察が必要です。
- 初回の治療および再同意の際には、医師の同意書または診断書が必要です。
- 医師の同意(再同意)によって健康保険が使える期間は以下のとおりです。

### 初療の日または再同意日

月の1日～15日まで 当該月の5カ月後の末日まで有効

月の16日～末日まで 当該月の6カ月後の末日まで有効

左記の期間を超えて引き続き施術を受ける場合は、医師の診察のうえ、再同意が必要です(申請には同意書または診断書の添付が必要となります)。

※変形徒手矯正術は初療または再同意日から1カ月

## POINT 03 施術を受けるときの注意事項

- ✓ 症状を正しく具体的に伝えましょう  
いつ頃から、どの部分が、どのように痛むのか、具体的に症状を伝えましょう。
- ✓ 治療内容をメモしましょう  
治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。
- ✓ 領収書は必ず受け取りましょう  
施術を受けたときは、施術内容を確認し、受けた日ごとに領収書をもらって大切に保管しましょう。
- ✓ 症状の改善は見られましたか  
症状の改善が見られない場合は、内科的要因も考えられるので、再度医師の診察を受けましょう。
- ✓ 療養費支給申請書の内容を確認したうえで、住所・氏名・申請年月日を記入しましょう